

平成29年2月8日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 高橋 啓
平成28年(ネ)第4754号各不当利得返還等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成26年(ワ)第9845号、平成27年(ワ)第33110号)
口頭弁論終結日 平成28年12月14日

判 決

千葉県柏市青葉台2丁目27番11号

控訴人

株式会社エイチ・アイ・シー

代表者 代表取締役

村上淳

上記訴訟代理人弁護士

柳原敏夫

仙台市青葉区花京院2丁目1番14号

被控訴人

株式会社ハイブクリエーション

代表者 代表取締役

阿部東

上記訴訟代理人弁護士

井上義隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は控訴人に対し、1億7753万8728円及びこれに対する平成26年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は控訴人に対し、252万1333円及びこれに対する平成27年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1(1) 被控訴人は、控訴人との間の基本契約に基づき、控訴人の代理店として控訴人からダーツマシンを賃借し、これを更に飲食店等の店舗に転貸して収益

を上げる事業を営んでいた。

(2) 本件は、控訴人が被控訴人に対し、被控訴人が上記基本契約の定める賃貸条件を無視して、転貸先店舗や他の代理店等に対して他の業者に乗り換えることを慾するなど、控訴人との信頼関係を破壊する行為に及んだため、上記基本契約及びダーツマシンの賃貸借契約を解約して、ダーツマシンの返還を被控訴人に求めたにもかかわらず、被控訴人がこれを返還せず、転貸先の店舗からの転貸料を受領し続けたと主張して、不当利得返還請求権に基づき、被控訴人が受領した転貸料から、被控訴人から受領済みの賃料額を控除した金員（①平成26年2月末日までの合計は、原判決別紙不当利得計算書1記載のとおり1億4753万8728円であり、②平成26年3月1日から同年9月8日までの合計は、同不当利得計算書2記載のとおり252万1333円である。）の返還及びこれに対する各訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めるほか、被控訴人の上記信頼関係破壊行為等が不法行為に該当するとして、不法行為に基づき、無形損害（2000万円）及び弁護士費用（1000万円）の賠償並びにこれらに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

(3) 原審は控訴人の請求をいずれも棄却し、控訴人が控訴した。

2 前提となる事実並びに争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり当審における控訴人の主張を踏まえて補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決8頁3行目の「被告が返還すべき」を次のとおり改める。

「被控訴人は悪意の受益者であり、また、本件は、被控訴人が第三者に転貸した転貸料の返還を求めているのであるから、経費を控除することなく、被控訴人は、第三者から受領した転貸料全額を控訴人に返還すべきである。

そうすると、本件において、被控訴人が返還すべき」

(2) 同8頁16行目末尾の次に行を改めて、次のとおり加える。

「 仮に、経費を控除すべきであるとしても、ここにいう経費は通常の又は客観的に相当な経費をいうから、ダーツマシン1台あたり1か月の経費は1051円の限度で理由がある。」

(3) 同10頁3行目冒頭から同頁22行目末尾までを次のとおり改める。

「(ア) 控訴人の取引先（代理店）への虚偽告知

被控訴人代表者が、平成23年7月、控訴人の代理店であるシンソー・エー・ヴィ・システム株式会社（以下「シンソー社」という。）に対し、「控訴人から借りているダーツマシンは返却できる。弁護士がそう言っているから。」「控訴人とビジネスしても我々に明るい未来は訪れない。」と吹聴したことは、控訴人に特別な思い入れのある本ビジネスモデルの経済的信用を著しく毀損するものであり、営業上の信用を害する虚偽の事実の告知による信用毀損として、不法行為にあたる。

「(イ) 被控訴人の取引先（店舗）への虚偽告知

被控訴人は、平成23年8月1日、弁護士名で、控訴人に対し、本件賃貸条件が独占禁止法に違反し無効であると主張して任意の2台のマシンの返却を申し入れ（甲3），その2週間後には、弁護士名で、被控訴人の取引先（店舗）に対し、「ご連絡」という書面（乙1）を送付し、同書面に、被控訴人が、基本契約における取引条件について無効と主張していると記載した。上記「ご連絡」は、前後の文脈から、本件賃貸条件が独占禁止法、民法等の諸法令に照らし無効であると告知するものであり、別件訴訟で前記条項は独占禁止法に違反しないという裁判所の判断が確定していることから虚偽であり、控訴人にとって特別な思い入れのある本ビジネスモデルの経済的信用を著しく毀損するものであって、営業上の信用を害する虚偽の事実の流布による信用毀損として、不法行

為にあたる。」

- (4) 同11頁7行目冒頭から同頁10行目末尾までを削除し、同頁11行目の「イ」を削除し、同頁12行目の「や東日本」から同頁同行目の「ある旨」までを削除する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決13頁8行目の「上記」を次のとおり改める。

「不当利得された財産について、受益者の行為が加わることによって得られた収益については、社会観念上、受益者の行為の介入がなくても不当利得された財産から損失者が当然取得したであろうと考えられる範囲において、損失者に損失があると解すべきである（最高裁昭和35年(オ)第674号同38年12月24日第三小法廷判決・民集17巻12号1720頁参照）。控訴人は、本件はいわゆる侵害利得の類型に属する不当利得であるから、損失者が目的物（本件ダーツマシン）の使用収益を一般的抽象的に喪失すれば、不当利得返還請求権が成立し、第三者に目的物を使用させた場合には、転貸料である法定果実は全額損失者に返還すべきであると主張するが、前示したところに照らし、控訴人の見解は採用できない。

そこで、被控訴人の受領した転貸料が、被控訴人の行為の介入がなくても控訴人が当然取得できるか否かにつき検討するに、上記」

- (2) 同13頁20行目の「したがって」から同14頁9行目末尾までを次のとおり改める。

「したがって、被控訴人が受領した転貸料は、代理店としてのメンテナンス・サービスの提供という被控訴人の行為の介入によって生み出されたものであり、他方で、後記のとおり、商品開発を行い、これを代理店に貸貸し、

メンテナンスを含めてその管理を代理店に委ねるという控訴人の基本的なビジネスモデルに照らすと、控訴人において代理店に対する賃料を超えて代理店のエンド・ユーザーに対する賃料である転貸料と同額の賃料を取得できたと認めるに足りる証拠はないから、控訴人において、転貸料と賃料の差額分の損失を被ったと認めるることはできない。」

- (3) 同14頁10行目の「イ」から同15頁8行目末尾までを削除し、同15頁9行目の「ウ」を「イ」に改める。
- (4) 同15頁12行目の「しかしながら、」の次に、次のとおり加える。
「控訴人は良い商品を開発する一方で、これを代理店に賃貸し、メンテナンスを含めその管理を代理店に委ね、各代理店がその責任において商品を全国の店舗に営業していくというのが、控訴人のビジネスモデルであり（甲1，2，6），控訴人が、転貸人の行っていた業務を承継して代理店の行っているメンテナンス業務を継続的に行うことが想定されていたとは考えがたい。本件全証拠に照らしても、本件基本契約及び個別契約の終了した平成23年11月の時点において、控訴人が、北海道・東北・東京・三重・愛知・沖縄に所在する各店舗（乙8）に赴き、被控訴人のしていた月1回の定期メンテナンス等のメンテナンス業務（乙4，12）を自ら実施して、被控訴人が得ていた転貸料と同額の賃料を取得できたと認めることはできない。現に今回も、控訴人は、被控訴人が転貸していた店舗に対し、転貸人の地位を被控訴人から引き継ぐと説明しながらも、ダーツマシンが故障した際には被控訴人に連絡するようにと回答していたし、被控訴人離脱後の関係についても、店舗側が地元の代理店を拒絶しないのであれば、これに紹介すると説明していた（甲6）。」
- (5) 同15頁13行目の「認められるのは」の次に「平成26年4月頃の」を加え、同行目の「上、」の次に「控訴人は、株式会社 Bull's Star の代理店の地位を承継したために（甲10，32，38），わざわざ大阪市内に営

業所を設置したことが認められる（乙4，弁論の全趣旨）。しかも，」を加える。

- (6) 同15頁14行目の「28」の次に「，乙4，12」を加える。
- (7) 同15頁16行目の「認められ，」を「認められる。そうすると，」に改め，同行目の「必ずしも」を削除する。
- (8) 同15頁17行目の「いえない」から同頁21行目の「要する」までを次のとおり改める。

「いえず，個別契約終了時に控訴人が転貸人の地位を承継する旨の本件基本契約の規定は，他の代理店に契約を更に引き継ぐために置かれたものであることが窺われ，かかる規定が存在するからといって，控訴人が当然に転貸料を取得できたと認めることはできない。したがって，被控訴人の行為の介入なくして，控訴人が当然に転貸料を取得できたとはいえないから，控訴人が」

- (9) 同16頁7行目の「(1)」から同頁24行目末尾までを削除する。
- (10) 同16頁25行目の「(2) 被告が」から同頁26行目末尾までを「(1) 控訴人の取引先（代理店）への虚偽告知について」に改める。
- (11) 同17頁14行目の「直ちに」を「控訴人のビジネスモデルの経済的信用を著しく毀損して」に改める。
- (12) 同17頁21行目の「経済的信用」から同頁22行目末尾までを「ビジネスモデルの経済的信用を著しく毀損され，不法行為が成立するものとは認められない。」に改める。
- (13) 同17頁23行目の「(3) 被告が」から同頁24行目末尾までを「(2) 被控訴人の取引先（店舗）への虚偽告知について」に改める。
- (14) 同18頁13行目の「(4)」から同頁23行目末尾までを削除する。

2 以上によれば，その余の点については判断するまでもなく，控訴人の請求はいずれも理由がない。そうすると，これと同旨の原判決は相当であって，本件

控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

永野 厚郎



裁判官

見米 正



裁判官

三浦 隆志



これは正本である。

平成29年2月8日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 高橋 啓

